

保健医療機関の書面掲示について【高見内科】 9/12

【明細書発行体制等加算】

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。その点をご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にてその旨をお申し出ください。

【医療情報取得加算】

当院ではマイナンバーカードを健康保険証として使用できる体制を整えており、オンライン資格確認を行っております。オンライン資格確認により受診歴、薬剤情報、特定健診情報等を取得・活用することでより質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

【医療 DX 推進体制整備加算】

当院では以下の通り医療 DX 推進の体制を整備し活用しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・電子資格確認を利用し取得した診療情報を、閲覧又は活用できる体制を有しております
- ・電子処方箋の発行・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制は導入検討中です

【一般名処方加算】

後発医薬品があるお薬については、患者さまへご説明の上、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

【機能強化加算】

- ・他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ・健康診断の結果に関する相談、健康管理に関する相談に応じます。
- ・検査の結果によっては、さらに精密な検査が必要となる場合があります。対応困難な場合は、専門の医師、専門の病院へ紹介させていただきます。
- ・介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ・夜間・休日など緊急時の対応方法について情報提供いたします。

【地域包括診療加算 1】

- ・相談支援専門員からの相談に適切に対応致します

・当院では、患者さまの状態に応じ、医師の判断により 28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を発行することが可能です。

【情報通信機器を用いた診療】

オンライン診療指針において、初診の場合には以下の処方が禁止されています

- ・麻薬及び向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の把握ができていない患者に対する 8 日分以上の処方